

附属資料



滋賀同友会「モデル企業認定制度」への取り組みについて

2023年度滋賀県に対する中小企業家の要望

女性部設立趣意書

中同協 第二十七回総会 総会宣言 戦後五〇年 平和・環境宣言

中同協 地球環境宣言地域を担う中小企業家からのメッセージ

中同協 第1回人を生かす経営全国交流会アピール

中同協 第20回障害者問題全国交流会IN 滋賀 宣言

中小企業家同友会の理念 付・赤石 義博 元中同協会長「同友会理念「自主・民主・連帯」の深い意味と日常的実践の課題」

中小企業憲章

滋賀県中小企業家同友会規約

支部運営に関する諸規定

支部・委員会企画稟議評価基準

各地同友会 所在地一覧

滋賀県中小企業家同友会 2023年度組織図



始めに)

中同協は「モデル企業を多数輩出していますか?」という事を、各同友会に対して提起しています。モデル企業の輩出は、その企業自身にとってブランド価値が生まれ、社会的に認知された企業として外部統制が働きます。また地域にとっては、企業が具体的な行動や姿を通して地域貢献することで、雇用や地域振興の支えとなります。またこれから「指針経営」の確立を目指す企業にとっては自社の「理念」の外部発信の具体的な目標・指標として役立ちます。一朝一夕に確立するものではないかもしれませんが、制度として浸透・定着することにより、滋賀同友会と会員企業、そして地域にとって非常に有意義な取り組みとなると言えます。

概要)

同友会理念、労使見解に基づく企業作りを進めている企業を滋賀同友会が認定し、広報する。

認定)

自薦あるいは、支部、委員会からの推薦により理事会が判断し、認定する。認定期間は特に設けないが、認定年度を明記し、原則として年次更新する。認定された企業は、モデル企業として各種取材、報告などの依頼を受ける。このような取り組みに対して滋賀同友会は一定の援助を行なう。また同友会が発行する「モデル企業認定マーク」を自社のパンフレット、HPなどで使用することが出来る。(「滋賀でいちばん大切にしたい会社」として紹介する場合もあります))

認定の基準については別途定める。

モデル企業の認定の際には、指標項目のどれに当たるか(あるいは複数の項目)、具体的にどのような取り組みがなされているかなどの認定説明を伴うものとする。

認定の前提として下記の項目が求められる。

- ・最近において、反社会的・非社会的な企業行動が認められないこと。
- ・健全な財務体質を有していると認められること。
- ・創る会卒業者か、それと同等の理念を有していること。

モデル企業カテゴリー)

モデル企業とは、下記のいずれかのカテゴリーに於いて、社会的に認知されていると認められる企業を言う。重複申請も可能ですが、それぞれ個別に審査します。

- 1) 「暮らしに根ざす仕事」を生み出す努力をしている企業。
- 2) 地域において雇用を積極的にすすめている企業。
- 3) 地域、社会、文化の発展に貢献している企業。
- 4) 企業の連携、連帯に尽力している企業。
- 5) 社員共育に尽力している企業。
- 6) 世界の中小企業と連携・共生を強めている企業。
- 7) 地球環境の保全に貢献する企業。
- 8) 女性、障がい者、高齢者、外国人の雇用を進め共生社会を目指す企業。
- 9) 農林水産業の振興に寄与する企業。
- 10) 社会教育に積極的に参加する企業。
- 11) 伝統的技能、技術を承継する企業。

認定基準)

- 共通項目
- ・過去5年以内で、反社会的・非社会的な企業行動が認められないこと。
 - ・過去3期中、2期以上が黒字である事。
 - ・企業経営の中身が同友会理念に基づき一定の基準に達していること。
 - ・原則として「滋賀いちアンケート」(別紙・あるいはそれに代わる調査)を実施していただける事。
- 個別項目
- それぞれのモデル企業カテゴリーにおける備えるべき要件
- 1) その取り組みがマスコミなどで取り上げられている事。(あるいはそれにふさわしい内容であること)
 - 2) 派遣社員比率が3割以下の事。毎年定期または臨時採用をしている事。退職率(期末人員/期首人員)が+であること。
 - 3) 単独で、あるいはグループの中心となって地域貢献事業を進めていること。寄付行為だけでは該当しない。
 - 4) 同友会、組合、新連携、行政支援対象企業グループなどの中核を複数年以上になっており、来年度も継続する予定である事
 - 5) 社内で、全社員を対象とした共育システムがあり、毎月2時間/人以上開催されている事。
 - 6) 海外の企業と単なる取引だけではない定期的な交流があり、5年以上継続している。
 - 7) 環境マネジメントシステム(I S O、E M Sなど)を認証取得しており、さらに特徴的な環境改善活動を推進している。
 - 8) 障害者雇用率5割以上、または、女性役職者が複数名存在する、または65歳以上で1年以上の期間の雇用契約を結んでいる社員が複数名存在する。また、それぞれが継続するために特徴的な取り組みを行なっている。
 - 9) 農林水産業に携わっている、あるいは関連の商材を扱っていると言う事ではなく、農林水産業の抱える課題を解決するための取り組みをビジネスとして、あるいは地域貢献として取り組んでいる事。
 - 10) 学校での中小企業問題などを含めた、教育事業に携わっている、あるいは自社(グループを含む)で地域の構成員に対する社会教育事業に携わっている事。ビジネスとしての教育事業のみは省く。
 - 11) およそ100年を超えて続いている業種・製品を、基本的に維持・継続してきており、今後も革新をしながら、維持・継続しようとしている企業。

		会社名	
日 時		氏 名 (任意)	

・あなたはこの会社で働けてよかったと思いますか？

そう思う	どちらとも言えない	そう思わない
------	-----------	--------

それはどのような理由からですか？

出来るだけ具体的にお答え下さい。

--

・あなたご自身は一年前と比べて成長したと想いますか？

成長したと想う	あまり成長していない	
---------	------------	--

成長したと思う点を、出来るだけ具体的に教えて下さい。

また成長していないと思われる場合、その原因は何でしょう？

--

・あなたの幸せ度は一年前と比べて

より幸せを感じる	あまり変わらない	不幸になった
----------	----------	--------

あなたがより幸せになるためには、何が必要だと思いますか？

出来るだけ具体的に教えて下さい。

--

・あなたはこの会社でこれからも働きたいと思いますか？

そう思う	どちらとも言えない	そう思わない
------	-----------	--------

★このアンケートは社内外を問わず他の人に見せる事はありません。安心してご記入下さい

★記名は御自由ですが、最初の質問に「そう思う」とお答えいただいた方にはインタビューをさせて頂く場合がございますので、是非ご記名いただければと思います。

★書き終わりましたら、ホチキス止めなどして頂いてご担当者までお渡し下さい

★よりよい会社にしていくためのアンケートにご協力、誠にありがとうございました。

2022 年 8 月 吉日

滋賀県

知事 三日月 大造 様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 水野 透

代表理事 永井 茂一

〒525-0059 滋賀県草津市野路 8 丁目 1 3 - 1

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : jimu@shiga.doyu.jp

URL : <https://shiga.doyu.jp/>

2023 年度 滋賀県に対する

中小企業家の要望と提案

□滋賀県中小企業家同友会の概要団体概要

創立 1979 年 1 月

代表理事 水野 透(株式会社渡辺工業 代表取締役社長)

代表理事 永井茂一(株式会社ピアライフ 代表取締役)

会員数 600 名(2022 年 8 月 1 日現在)

中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質の向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

中小企業家同友会の 3 つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱(じん)な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

1. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会(以下「滋賀同友会」)は、1979年(昭和54年)設立以来、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を「自主・民主・連帯」の精神で追求し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして運動して参りました。

私たちは、自助努力による経営の安定と、中小企業をとりまく経営環境を改善するために、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねて参りました。

2019 年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響からようやく抜け出そうとしている中で、先行して経済回復が始まったアメリカ、北欧、中国での需要拡大により、滋賀県経済は製造業を中心に持ち直しの傾向にあります。しかし、新たな要因として世界規模の半導体不足、世界規模でのサプライチェーンの毀損による資材不足、そして円安の亢進による企業物価指数の上昇などから、中小企業の経営は、いまだに困難な状況から脱していません。

緊急経済対策として様々な金融支援や雇用調整助成金、持続化給付金や事業再構築補助金などで中小企業への手厚い支援を受け、中小企業は苦しい中でも何とか経営を続けてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を完全に脱しているわけではなく、また当初は想定できなかった半導体不足や円安、そしてウクライナ問題など、この間に経営を困難にする事態が生じてきました。そんな中でも、今年から緊急融資の返済がはじまり、十分に回復していない中で返済の負担がのしかかるため、中小企業経営の先行きはまだまだ不透明です。

とりわけ、輸入資材の値上がりは深刻であり、需要はあっても部品や資材を調達できず、受注残として積みあがっていくしかない製造、建設業では目先の資金繰りに苦労しています。また、資材を調達できても販売価格に転嫁できない業種においては、利益を圧縮してでも仕事をこなさなければならない状況です。また、ガス、電気、石油など産業の血液ともいえるエネルギーの高騰により、ある会社では年間 1000 万円の利益がなくなるなどの事態となっています。

そういう経営環境の中で、中小企業経営をあきらめる経営者や、黒字のうちに精算する事業者や、長年地域を支えてきた事業をM&Aにより外国資本や大手資本に売却するなどの動きもみられ、「経済を牽引する力」であり、「社会の主役」であって、「国家の財産ともいべき存在」(中小企業憲章)である中小企業という社会インフラが失われていく危機を迎えています。

人手不足も中小企業にとって大きな懸念となっています。帝国データバンクの調査では、人手を確保できなかったことによる倒産件数も年々、増えており、地域に人材を残す取り組みを進めることは喫緊の課題となっています。そのためにも、学卒者が地域で活躍できる環境・制度を整備することはもとより、子育て世代が活躍できる仕組みを整備することが求められています。

また、2023 年から始まるインボイス制度(適格請求書保存方式)によって、地域で活躍してきた小規模事業者の経営体力が失われ、多様な人材がビジネスを通じて地域の維持発展に貢献する、長年続けてきた生業をあきらめる事態も想定されています。

中小企業経営者の経営意欲を喪失しないよう滋賀県としても地域社会を維持し発展させる政策を大胆に構築し、即実行することが求められています。雇用と地域社会を守り、滋賀県経済崩壊の

危機を防ぐためには県内企業の99.8%(34,608社、うち小規模企業は29,578社・全体の85.3%、2016年統計)を占め、雇用の83.3%(284,781人、うち小規模企業は101,389人・全体の30.0%、2016年統計)を担う中小企業の維持・発展が不可決であり、「中小企業憲章」の精神と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の具体化として、また「滋賀県産業振興ビジョン2030」を補完し、真に地域で頑張る中小企業を支援するものとして、下記のような政策の実施を求めるものです。関係各位の早急なご協力、ご支援をお願いします。

2. 2023年度 滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

(1) 喫緊の課題

物価の高騰が中小企業の経営に深刻なダメージを与えています。中小企業家同友会全国協議会の調査でも、「仕入れ単価の上昇」が経営上の最大の問題と回答した企業が55%にのぼり調査開始依頼の最高値となりました(2022年1～3月期)。中でも建設業、製造業では7割近くの企業が仕入れ単価上昇を問題点として挙げており深刻な状況が続いており、これからも原材料高は上昇し続けるものと思われます。

しかし、仕入れ単価の上昇に対して、経済産業省・中小企業庁が受注側の下請け中小企業約4万社を対象に2月に実施した調査によると、直近1年間で発注側企業と価格交渉できなかった受注側企業は1割、価格転嫁が全く実現できなかった企業は2割にのぼったと報じられています。

2022年5月から6月にかけて弊会が実施した景況調査の結果をみると、主材料についての価格上昇について「かなり影響がある」と回答した企業は36.9%(製造業64.9%、非製造業28.5%)、「影響がある」と回答した企業は29.4%(製造業29.7%、非製造業29.3%)となっており、影響がある企業は66.3%(製造業94.6%、非製造業57.8%)に上ります。他方で、価格転嫁については「一部転嫁できた」と回答した企業が31.3%(製造業54.1%、非製造業24.4%)、「ほぼ転嫁できていない」と回答した企業が17.5%(製造業21.6%、非製造業16.3%)、「まったく転嫁できていない」と回答した企業が5.6%(製造業8.1%、非製造業4.9%)となっており、価格転嫁ができていない或いは不完全である企業は54.4%(製造業83.8%、非製造業45.6%)となっています。

「中小企業白書2014年」では、特に中小製造業において「80年代に入り持続的な上昇をみせていた中小製造業の価格転嫁力指標は、90年代半ば頃になると、一転して下落に転じ、それ以降は長期的な低下傾向にある。販売価格要因と仕入価格要因の動きを見ると、低下の主因は、90年代半ばから2000年代半ばまでは、主に販売価格の上昇難であったことが分かる。1990年のバブル経済崩壊以降、我が国経済が長期のデフレに見舞われていた中、中小製造業の価格転嫁力は、仕入価格の下落を上回る販売価格の下落によって、大きく損なわれていたことが見て取れる。他方、2000年代半ば以降は、逆に、販売価格の上昇を上回る大幅な仕入価格の上昇によって、中小製造業の価格転嫁力はさらに低下し続けたことが分かる。そして、2010年に入ると、仕入価格が上昇に転じたことを受けて、再び低下し始めている。そして、この間、中小製造業の販売価格はほとんど上昇しておらず、販売価格への転嫁が進んでいないことを示している。」と指摘しています。また大企業製造業では、販売価格上昇率は中小製造業とほぼ同等でありなが

ら、仕入れ価格上昇率は中小製造業のほぼ半分に抑えられており、規模間格差の拡大が見られるとしています。

これに対し政府は「下請け振興法」に基づき、価格転嫁に後ろ向きな大企業を大臣名で個別注意するなどの対策を表明していますが、パフォーマンスである感が強く、その効果は限定的と言わざるを得ません。

前述の同友会の調査後も、20年ぶりとも言われる急激な円安、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、収束の見えないコロナ禍など経営環境のいっそうの悪化も予測されます。

このような危機を克服し、滋賀県の地域経済の重要な担い手である中小企業が維持・発展できるように、滋賀県としても早急かつ効果的な対策を講じていただくことを要望します。

- 1) 「中小企業の価格転嫁推進室」(仮称)を設け、県内中小企業の価格転嫁の状況、課題などを早急に調査、公表してください。また、アンケートに回答しない企業については、出向いでもヒアリングを行うなどの対応を求めます。
- 2) コロナ対応融資(いわゆるゼロゼロ融資)の元本返済についても、個別企業の実情にあわせて弾力的な運用を行うよう県内金融機関に要請・指導を行ってください。
- 3) 「価格転嫁相談窓口」(仮称)を大津市のみならず県下の各市町村単位で設置し、中小企業の価格転嫁が円滑に進むように支援してください。

(2) 建設資材の高騰への支援要望

建設業では長期化するコロナ禍で、民間需要の停滞が続いています。ウッドショックや原油高などの影響で資材価格が高騰し採算の悪化要因となっています。加えて半導体不足による欠品やロシア・ウクライナ情勢など先行きに警戒感が続きます。未曾有の事態に立ち向かう県内の建設業へ次のことを要望いたします

- ① 公共工事の早期発注と地元企業の受注機会を増やす支援策を実施すること
- ② 資材価格高騰が価格転換できない建設事業者への支援策を実施すること。

また、県内の中小建設事業において人手不足が深刻であり、とりわけ次世代の技術を担う建設技術者の育成は急務ですので、次のことを要望いたします。

- ・ 建設従事者の高齢化に伴い、現場管理技術者と専門職の職人が不足しています。技術者育成には人材の確保と時間と投資が必要です。建設業界で活躍できる人材育成の環境と制度への支援策を要望いたします。

(3) 飲食業・宿泊業支援

コロナ禍における滋賀県内の観光業への対策・施策については、売り上げ増加という点においては、ある一定の成果はありました。例えば、滋賀旅などに関しましてはある程度の利用があり、効果を認められました。

しかしながら、売り上げ確保のための助成金等の施策は一過的であり、「クーポンがあるから泊りに来た」ということは、逆に言えば「クーポンがなければ滋賀県に来ない」と言い換えられます。また、まん延防止措置など隣県と差があるように県単位・市単位で大きな不均衡が生じて

います。

まずは売り上げを上げるための施策より、企業を存続させる為の施策が必要かと思います。

関西万博(2025 年日本国際博覧会)と国体(第79回国民スポーツ大会)が重なり多くの人々が 2025 年には関西、そして滋賀県へ訪れます。しかしながら、現状の経緯環境ではその前に滋賀の観光業が疲弊しきってしまうと考えます。新型コロナウイルス感染症特別貸付の返済の開始がスタートしますが、円安・物価上昇・エネルギーなどのインフラの高騰・売り上げの戻りの減少など数多くの変動があり返済と同時に倒産の危機に瀕しております。

このような点から、雇用と企業を守るために次の施策を要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付の返済開始時期を延期すること
2. 新型コロナウイルス感染症特別貸付対象企業における各種減免措置
 - 1) 社会保険料の減免または免除
 - 2) 各種税金の減免または免除、とりわけ固定資産税・消費税など
 - 3) 雇用調整助成金の延長

(4) IT ツール及びデジタルトランスフォーメーションに関する専門家の常駐

人口減少に伴う労働人口の減少、また労働生産性向上が叫ばれるなかで中小企業が生き延びるためには DX の推進が必須であります。県におかれまして昨年「滋賀県 DX 官民協創サロン」を設置されるなどサポート体制を構築していただいておりますが、問合せ方法が限定的であることや、有識者が常駐されていないために円滑にサポートいただけない状況にあります。

また、経営資源の乏しい中小企業にとってハードウェアの導入費用は大きな負担となりますが、多くの補助金事業では他の業務への汎用性を理由に補助対象外となることが多く積極的に導入することができずにあります。費用対効果をしっかり見極める必要がありますが、生産性向上に間違いなく寄与するケースなどに対して補助の範囲を拡げていただくことをご検討をお願いいたします。

1. 滋賀県 DX 官民協創サロン等への専門家の常駐、特に中小企業の経営や現場などの実態をよく知っておられる方の常駐をお願いします。
2. IT 化、DX 導入などの補助について、ソフトウェア、プログラムへの支援だけではなく、運用するためのパソコン、タブレットなどの端末についても補助をお願いします。

(5) 起業・創業、後継者育成

① 起業(創業)支援

起業(創業)支援は、充実してきていますが、事業のスケールアップ及び長期的な事業の継続には、雇用が必要になるケースが多くあります。起業家にとって雇用のハードルを越えるためのサポートとして、初めて人を雇用するにあたり、運転資金の中でも人件費に対する融資利率の優遇措置や、補助金などのサポートをお願いしたい。

上記のサポートがあれば、近年、開業率が上がってきた女性起業家の事業において、法人の促進や雇用を生み出す可能性を高めることにもつながると考えます。

- ② 後継者と起業者のビジネスマッチングなどの機会を増やし、既存事業や第二創業への新たなアイデアの創発への流れを起こしていただきたい。

後継者にとっては、同世代で全責任を負って経営する姿が刺激となり、起業者にとっては、安定した経営基盤のある会社が取引先になれば、事業の継続性につながります。

- ③ 事業承継(後継者育成)支援

事業承継・引継ぎ支援センターの活動の中で、後継人材バンク(創業希望者と後継者を探している企業をマッチング)に関しては、その存在を創業支援の現場で紹介されるケースがほとんどなく、起業者に周知されていない現状がある。

ゼロからイチを創り出す、熱い思いの創業者マインドをもつ「起業家タイプ」だけでなく、すでにあるものを生かして新しい価値を創り出す「経営者になりたい人」を発掘するアプローチも、必要なのではないかと考えます。

事業承継には、準備や後継者の育成も含め、承継前後 10 年ほどの時間を要するケースが多いです。また、他者が継げる企業づくり(継ぎたくなる企業づくり)、買い手がつく 企業づくりが、企業体質の強化にもなるため、公的機関からも、現経営者への意識づけを早い段階から行っていただき、中小企業の有形・無形の価値ある資産を、未来の発展のために社会として繋いでいける仕組みづくりを推進していただきたい。

- ④ 社員からの承継推進により、企業の持続可能性を高める

少子高齢化と共に親族間での事業承継はますます難しくなっています。M&A に関しては金融機関や民間の支援事業者がサポートする体制が急激に広まっていますが、アドバイザー契約を結び、書類の提出、デューデリジェンス、マッチング、M&A 後の組織文化の統合など、成約にいたるまでとその後収益を生み出す体制になるまで、数年を要するケースが少なくありません。将来への道筋が描けない期間に失われる財務価値や人的価値を鑑み、社員からの承継を奨励する制度を作っていただきたい。それにより、企業成長の早い段階から、次代の経営者育成への取り組みが各企業でなされ、持続可能な経営への具体的な推進力になると考えます。

- ⑤ シニア世代の働きがいをもつ起業支援の推進

起業支援が充実し、大学など教育機関での起業家教育が進んできています。誰しも新しい仕事を生み出すチャレンジができる世の中になりつつある一方で、企業で働くシニア世代が嘱託の立場となり、年金受給額の制約下で、働く意欲を失い、組織活力や組織風土への負の影響を及ぼすケースもみられます。老人性うつやそれに伴う認知機能の低下など、関わる家族の働き方や生活への深刻な影響につながる可能性もあります。シニア世代の働く意欲の喪失がもたらす社会的コストを鑑み、シニア世代への起業支援と、その後継者の育成をセットにした支援体制を確立していただきたい。

(6) 女性活躍

女性のライフステージにおける課題に応じた環境整備に、健康経営や男性の働き方改革の連動を推進していただきたい

- ① 女性特有の身体の変化と健康経営の連動により、女性活躍を推進できる基盤づくりを制度面から後押ししていただきたい。

女性が企業や社会で活躍するには、そのライフステージごとの課題に応じた環境整備が重要です。月経困難症、不妊治療、更年期障害など、身体の変化に伴う不調が、女性の活躍を妨げるケースが散見されますが、声を上げにくく周りの支援も受けにくい状況が否めません。滋賀県女性活躍推進企業認証基準の“29.女性活躍を推進する社内体制、組織、または担当職を設置している”という項目に、健康経営優良法人 認定項目 3.制度・施策実行にある“⑪女性の健康保持、増進に向けた取り組み”という側面も明示し、女性活躍推進と健康経営が連動し相乗効果を生むよう、道筋をつけていただきたい。

- ② 男性の働き方改革により、女性が活躍しやすい職場環境づくりの推進を、制度面から後押ししていただきたい。

妊娠・出産・子育て、介護、家事、家族の送り迎え、地域活動などと、仕事との時間配分など、仕事と家事労働の他の奉仕時間を合わせると、実は休む暇がないという実態があり、心身ともに疲労の蓄積が、身体や心の不調につながるケースもあります。そのため重責を担い長時間労働になりやすい管理職につくことや経営者としてのスケールアップを、無意識に止めている可能性も考えられます。また家事育児を優先すると、短時間労働や非正規による働き方を選ばざる負えなくなるため生活基盤が脆弱となり、離婚によってさらに生活が困窮、将来の年金受給額が減少し、老後の生活も不安定となる可能性が高まり、貧困の連鎖が予測されます。特に既婚女性が自立できる賃金が稼げる環境づくりには、家事・育児の分担ができるよう男性の働き方改革が必要となりますが、2021年6月に男性の育児休業促進策を盛り込んだ育児・介護休業法が改正されたことについての認知度は、まだまだ低いのが現状です。

滋賀県女性活躍推進企業認証制度の認証基準 女性活躍推進項目③”過去3年間での育児休業取得率(男性)が「7.9%以上」である。”と定められている取得率を15%以上にしたい。それにより、男性が育児休暇を取得しやすくなる職場環境づくりの加速化を後押ししていただきたい(2021年の女性管理職の割合は平均で8.9%(帝国データバンクの調べ)に基づき、1.7倍にすることで、女性管理職の割合をまずは10%に引き上げを目指す)。

(7) 新分野への挑戦、業態変化

滋賀県ホームページには、「滋賀県は全国有数の内陸工業県」「県内総生産に占める製造

業の割合は 44.6%で全国 1 位」「第 2 次産業で働いている人の割合は 33.81%で全国 1 位」と掲載されており滋賀県産業では重要な位置づけとなっています。

製造業では 原材料費、工場や加工組立機械等の設備投資費、研究開発費などが必要になります。昨今、省力化が進んでいるものの加工や組立には人材は欠かせない業種です。コロナ禍や紛争を起点とした燃料・材料高騰や材料入手の遅延、少子化や高齢化による人材不足は、製造業の生産活動に大きな影響を与えています。

滋賀県中小企業活性化施策実施計画においても、上記の現状を踏まえいろいろな施策を計画されていることは心強いことです。

今後の経営環境改善には DX の推進が必要不可欠で、県においても「小規模事業者 DX 活用し援事業」「製造現場への AI・IoT 導入促進事業」「DX による新たなビジネスモデルづくり事業」などを計画されていますが、製造業の大きな比率を占める小規模事業者などに、どのように DX 活用を実のあるものにしていくか具体策が見えてきません。セミナーやアドバイス に留まらずに製造業での DX 活用の好事例を多くの小規模事業者・中小企業において伴走型で立ち上げていただくことを望みます。

ジェトロ 2021 年 11 月調査では「中小企業の海外事業拡大意欲は低め、しかし輸出には積極姿勢」「海外に進出しない理由として最も多く挙げられたのが、資本、人材など海外進出に割ける経営資源の不足」「急速に進展したデジタル化やオンライン化に伴い、海外拠点を持つ意義が薄らいだ。ビジネスのデジタルシフトが海外進出方針にも徐々に影響している。」と報告されています。滋賀県の海外展開支援においては、上述の変化を見据えた幅広い支援策を希望します。

(8) 地域に若者を残し、元気な滋賀県を創造する施策の推進

① 中小企業の社員に対する奨学金返済を支援する制度の創設

学生うち約半数が何らかの形で奨学金を受けています。日本学生支援機構によれば、奨学金を借りた人の借入総額の平均は 3,243,000 円、毎月の平均返済額は 16,880 円となっており、13～20 年ほどの長い返済期間になっています。京都府や兵庫県では従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する制度がありますが、滋賀にはなく、県内企業にとっては人材獲得における非常に大きな不利要素となっています。

※京都府 就労・奨学金返済一体型支援事業

※兵庫県 中小企業就業者確保支援事業(兵庫型奨学金返済支援制度)

② 厚生労働省が行うユースエール認定の活用

ユースエール認定(若者雇用促進法に基づく認定)制度はホワイト企業認定として非常にハードルが高く(平均時間外労働月 20 時間以下、平均有給消化率 70%以上、離職率が 20%以下)この認定企業の情報を発信することは、滋賀県に魅力的な中小企業が多数あることを伝えるために非常に有効なツールになります。

しかし、現状では県の事業で行っている合同企業説明会(しがジョブパーク主催)などでも

ユースエール認定企業に対する優待枠がないなど、ユースエール認定を取得するメリットに乏しい状況です。滋賀県独自にもっとメリットを付与することによって認定企業を増やし、滋賀県をホワイト企業の街とするようなブランディングが必要と考えます。

③ 中小企業で働く人たちのリカレント教育を受ける機会の確保

中小企業のイノベーションを促進するためには、経営者を含めた既存の人材育成が欠かせません。県内の大学と中小企業(団体)の連携によるリカレント教育の推進など、一社では取り組みにくい人材育成を共同で行うことに対する支援をお願いしたい。

(9) 多様な人材の就労環境の整備と雇用の促進

① 法定雇用率の対象とならない企業における障害者雇用の実態調査を今後も継続的に実施いただきたい

滋賀県障害者プラン 2021 では「企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進」、「中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援体制整備」、「更なる一般就労の促進と中小企業での障害者就労の状況把握」が施策方針として謳われています。

こうした中、令和 4 年度、滋賀県ではこれまで障害者雇用の調査対象とならなかった法定雇用率の対象とならない企業を含めることとされたと聞いており、私たちの積年の要望をお聞き届けいただいたものと確信しております。

先に掲げた障害者プランの施策方針を実効あるものとするには定量的かつ継続的な データと定性的な中小企業の優れた実践例、双方の積み上げが必要であることから、調査の結果を県民・各経済団体に幅広く周知するとともに、単年度調査で終わることなく次年度以降も継続して実施することを確約いただきたい。

② 企業と各支援機関とが分野横断的に働きづらさがある人の働くこと、働き続けることを協議する場を設けていただきたい。

中小企業での働きづらさがある人の雇用・定着を推進するためには経営者とその支援機関とが連携した支援体制が必要です。中小企業家同友会では社員をもっとも信頼できるパートナーとして位置付け、人を生かす経営の学びと実践の運動をしていますが、一方で多くの企業経営者にとって働きづらさがある人について学ぶ場、知る場が不足しています。

支援機関はそれぞれ障害、若者、医療、外国人、生活困窮者などの専門があるところですが、こうした支援機関と企業経営者や経済団体とが分野横断的に誰もが働ける・働き続けられる社会に向けて連携のあり方等を協議する場を設けていただきたい。

③ 制度の狭間に陥りがちな、がん患者等長期療養者、若年認知症患者等に対する第三の働く場を整備いただきたい。

中小企業で働いている人の中にはがん等の疾患により長期療養が必要な方や若年認知症その他進行性の難治疾患の方、障害者手帳は取得していないものの本人が生きづらさ・

働きづらさを感じている方がいます。県では労働局とともに仕事と治療の両立支援、就労支援を実施されているところですが、病気の進行等により企業での就労が困難になってきた方がやりがいを持って仕事をできる場が限られています。

県での取り組み等を受けて一部高齢者介護施設、障害者就労支援施設での受け入れが見られるところです(若年認知症地域ケアモデル事業(仕事の間))。こうした取り組みをより広く発信するとともに受け入れ事業所が必要な支援を提供できる体制を整備し、進行性の難治疾患の方が退職後も自身の力を生かした自分らしい働き方ができるような体制を整備いただきたい。

- ④ 中小企業から障害者施設等への仕事の発注を継続できる評価システムを整備いただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大を背景として中小企業を取り巻く景況は悪化しており、これを受けて障害者施設では企業からの下請け作業の発注が減少しています。あるアンケート調査では回答した施設の9割で仕事が減少し、4割の事業所では施設を利用される方の就労機会の提供に影響が出ているとのことです(NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター 新型コロナウイルス感染拡大に伴う滋賀県内障害福祉サービス事業所への影響及び対応調査 2020.4.30)。

県では「しが障害者施設応援企業認定制度」にて障害者施設への発注金額に応じて建設工事等入札参加資格における評価項目の加点を行う制度を用意されているところです。地域とともに歩むという観点からは中小企業と福祉施設に差はありません。施設を利用される方が安心・安定して仕事に取り組めるために、地域福祉に積極的に貢献する中小企業を業種・業態の区分なく評価する仕組みを検討いただきたい。

(10) 外国人を企業の人材として生かすために

- ① 外国人労働者の生活環境の整備を、日本語教育、医療の体制整備、子供の教育などを柱として地方公共団体と連携を密にし、外国人材の受入を促進する政府に対しても要請しつつ、具体的に推進していただきたい。とりわけ政府に対しては、在留資格を持つ外国人労働者の配偶者や家族に対する就労制限(週 28 時間)の緩和や就労ビザの取得要件を緩和することで、安心して働き生活出来る条件整備を行うように要請していただきたい。
- ② 外国籍の子供が安心して学べる条件と環境を整備すると共に、既存の外国人学校の施設整備補助や教員配置など人的支援を進めていただきたい。また、卒業生の就労については地域の中小企業とも連携して取り組めるように支援をしていただきたい。
- ③ 留学生のインターンシップや、新しい奨学金制度の整備(例えば地域の企業と連携して基金を募るなど)、卒業後の就職に対するサポート体制等をすすめていただきたい。
- ④ 中小企業が社内で独自に行う、外国人労働者や家族の日本語教育や暮らしに関わる研

修や福利厚生の取り組みについて、支援制度を設けていただきたい。

- ⑤ 実習生制度の見直しについて、製造業比率の高い滋賀県として政府に提言していただきたい。実習生も労働力となっている現実を踏まえ、一定基準をクリアする企業の直接受け入れを可能にし賃金引上げの実現について検討していただきたい。

(12) 適格請求書等保存方式(インボイス方式)導入の凍結・延期を

消費税制において、2023年10月から仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式の導入が予定されています。この導入は中小零細企業の事務負担が一層増加することや流通の混乱、国民経済の停滞などといった影響が予想されます。多くの事業者はインボイス方式の仕組み、具体的内容、そしてその影響といった問題点を理解していません。例えば、免税事業者はインボイスを発行できず、インボイスがないと仕入税額控除はできないことから、消費税の課税事業者はインボイスを発行しない免税事業者との取引を回避したり、取引価格の値下げ要求へと繋がります。逆にこの免税事業者は課税事業者との取引を継続するため、免税事業者自らが課税事業者になることを選択したとするならば、消費税における零細事業者のセーフティーネットとして機能している事業者免税点制度が実質機能しないことにもなります。

これらの例からして、適格請求書等保存方式の導入は、小規模事業者にとっては死活問題であり、また彼らと取引のある事業者にとっても多くの負担や混乱を生み出すことにもなります。インボイス制度の導入は免税事業者の廃業につながり、これにより日本経済、とりわけ中小企業や地域社会の活力を奪うこと可能性があります。

わが国の消費税制は、仕入税額控除にあたり、現状の帳簿方式(アカウント方式)で十分に機能してきました。専門家が複数税率であっても現行の請求書等の記載事項の変更によって十分維持できると判断している以上、零細事業者の消費税負担、事務負担を増やし、経済活力を奪い、課税事業者にとっても混乱を招く適格請求書等保存方式(インボイス方式)を導入する理由はありません。

滋賀県経済の健全さを維持し、地域を支える零細事業者の廃業を阻止するため、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入の凍結・延期を国に対して県より要望していただくことを望みます。

(13) 県内中小企業の実態調査(可能な限り悉皆)を直ちに実施すること。

コロナ禍の影響で加速する中小企業の倒産・廃業を避けるためには、中小企業の現場がどのような状況になっているかを正しく掴むことから始まります。

政府や県の緊急経済対策によって当面の資金が調達できたとしても、引き続き経済活動は制約され、従前の売上・利益の確保が困難な観光やサービス・飲食関連業界、世界的な生産体制の崩れや販売不振により打撃が広がる輸送機器や建設機器製造業と関連製造事業者、雇用不安による収入減少で消費の低迷が響いてくる建築や内需に依存する業界など、中小企業の状況は厳しい方向に向かってはいるものの、決して一律ではありません。

特に人の移動を前提とする飲食業・観光業におけるダメージはこの2年間で蓄積されており、存続の危機に瀕しているといっても過言ではありません。また、製造業であっても、輸出製品にかかわる業種や衛生品や電子機器、通信機器については持ち直しつつあるものの、造船バルブ、繊維など国内消費に関する製造については依然として厳しい状況が続いています。特に持ち直しつつある製造業では海外からの実習生が自由に入国できないなかで人手不足が深刻となり、生産ラインを維持することが困難となっています。それらの現状をいち早くつかみ、これまで以上により細やかな支援策が求められています。

「滋賀県産業振興ビジョン2030」では「変化」や「価値の共創」、「チャレンジ」という言葉が多用されていますが、それらの取り組みが実効性をもつためには、補助金の利用率や各種セミナーの参加率という指標に基づく評価ではなく、やはり実際に経営に取り組んでいる経営者との不断のコミュニケーションが必要であると考えます。

- (14) 知事がリーダーシップを取り、中小企業を守る、経営者の抱えるあらゆる課題を解決することを目標にした組織を立ち上げ、調査活動で得た情報を分析・施策化して推進する体制をつくること。

実態調査によって得た情報を専門機関や大学の知見も活用して分析し、共通して解決する課題が明確になれば、次の段階として課題解決に向けた施策の推進エンジンが必要になります。

コロナ禍のように経済だけでなく社会活動にまで影響が及んでいる現下の情勢では、従来の「中小企業活性化審議会」のように、金融機関や中小企業経営者、商工観光労働部だけの会議体では施策の立案・推進エンジンには不十分だと考えます。

中小企業を守ることを地域社会全体の課題として位置づけるために、知事がリーダーシップを取って、その事为目标にした新しい組織を立ち上げ、県民上げて取り組んでいくための推進エンジンとすることを提案します。

- (15) 「中小企業憲章」と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の理念と精神に基づき、多様な中小企業が主役となり、安定的で活力ある地域社会を創造する成長戦略の推進を政府に要請していただきたい。

政府の成長戦略会議には、「中小企業再編論」（中小企業の低生産性の原因はその規模にあり、規模拡大が見込めない小規模企業は退出すべきとする理論）を展開するメンバーが起用され、中小企業政策として「合併等により中小企業の規模を拡大し、生産性を引き上げていくことは重要である」と、その再編を政府に対して促しています。

また、公益社団法人経済同友会の櫻田謙悟代表幹事は日本テレビのインタビューにおいて「とにかく(企業の)数が多すぎる、小さすぎる、生産性というか利益率が低すぎるっていうのははっきりしてるわけで。ここから目をそらしたまま『賃金を上げればなんとかなる』ということには、多分ならないし上げられないと思います」と発言しています。

(<https://news.yahoo.co.jp/articles/077326fe13980d3cb7352a6dc98d1f8b9a6e79a5>)

しかし、名城大学名誉教授の渡辺俊三氏によれば、日本はイギリス・フランス・ドイツ・アメリカと比較して中小企業が少ない国です。2020 年度国内調査と 2016 年海外調査にもとづき集計すると、1 企業当たりの人口は日本で 35.1 人(2020 年)、イギリスで 12.7 人(2019 年)、フランスで 17.9 人(2020 年)、ドイツで 22.8 人(2011 年)、アメリカで 11.5 人(2012 年)であり、日本では中小企業がより多くの人々の雇用の場、生活の場になっていると指摘しています(中小企業家しんぶん 2021 年 2 月 15 日号 6 面)。

私たちは、このコロナ危機にあっても、全力でそれを乗り越え、さらなる発展につなげていくべく、日々奮闘しています。地域や業界を支えていく使命、社員やその家族の生活や生涯設計を保障する使命が私たちにはあるからです。

その使命を果たしていくために、生産性向上は絶対に外すことはできませんが、それが最終目的でもないことは言うまでもありません。ポストコロナの地域社会の再生は、二割の雇用・三割の GDP を担うグローバル企業ではなく、企業数の 99.7 パーセント、雇用の 8 割を担う多様性に富んだ中小企業に他なりません。私たちはそうした矜持のもと、地域を担うすべての皆さんと手を携えて、このコロナ禍も乗り越えていきたいと切に願っております。

滋賀県としても、知事が「中小企業憲章」と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の理念と精神に基づき、生産性だけを物差しとした中小企業の整理淘汰や再編ではなく、多様な中小企業が主役となり、安定的で活力ある地域社会を創造して行く立場を表明され、ポストコロナにおける成長戦略の推進を政府に要請していただきたい。

女性部設立趣意書

2015年9月の国連サミットで、成果文書《我々の世界を変革する：2030 アジェンダ》が採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための S D G s 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が掲げられました。世代を超えてすべての人が、良く生きられる『誰ひとりとり残さない』世界の実現に向けた 17 項目の目標の 5 つ目には、「すべての女性のエンパワーメント(権限移譲/能力開発)の推進を図る」とあります。これは、政治や経済などにおける女性のリーダーシップの機会を確保するということでもあります。

しかしながら、我が国(日本)の女性活躍の現状を表すジェンダーギャップ指数は、153 か国中 121 番目、先進国の中では最低ランクです。また、帝国データバンクが実施した「近畿『女性社長』分析調査」(2021,p.4)では、女性社長比率を府県別にみると、近畿地方で最も低かったのは滋賀県(6.4%)で、全国で見ても 4 番目に低い水準です。

中小企業家同友会においても、女性の会員比率は高い都道府県においては 20%を超えているところもありますが、全国平均では 12%、全国各地同友会の役員においては女性の役員が一人もない府県もあります。滋賀同友会においても、女性会員比が 8%程度と全国下位となっています。

今後、労働力人口が減少する中、女性経営者を含む働く女性の可能性に気づき、活躍できる場所を増やし、自社の成長や組織の発展に取り込んでいくことは、経営者として企業を永続的に発展させるためにも取り組んでいくべきことと考えます。

また、21 世紀の成熟社会にふさわしい活力ある社会を創っていくためには、大きな時代の流れの変化を敏感にとらえ、的確に対応していく必要があります。特に女性の能力が開花し、活躍が進むことで、多様な視点や価値観、創意工夫がもたらされ、社会を変える力となっていきます。

今こそ女性部活動を通じた企業づくりや仕事づくり、組織的運営を通じたリーダー育成に力を入れ、支部・地区や委員会と連携して学びを深め、女性部ならではの視点を生かした問題提起や実践を広げる活動を進めていく時です。私たちは、女性経営者や経営幹部、さらには次世代の女性たちや多様な人材が活躍できる礎を築くことを目指し、ここに滋賀県中小企業家同友会において、女性部の設立を宣言いたします。

2022 年 3 月 7 日 第 12 回理事会

滋賀県中小企業家同友会
女性部設立準備会
代表 松崎悦子

戦後五〇年 平和・環境宣言

私たちは、「守ろう！平和と地球環境創ろう！二十一世紀型中小企業」をスローガンに掲げ、七月六日、七日の二日間、第二十七回定時総会を、自然と歴史が息づく湖国、滋賀の地で開催しました。いま、日本経済は構造転換の渦中にあり、大企業の生産拠点の海外転移に伴う「産業空洞化」、世界レベルで進む「価格破壊」現象と「規制緩和」の進行が中小企業の経営環境をかつてない厳しいものにしています。さらに、阪神大震災、急激な円高も景気の立ち直りを遅らす重大要因として加わりました。

こうした中であって、私たちは、同友会に固く結集し、優れた経営体験に学び、必要な情報の収集につとめ、労使が力を合わせていかなる環境変化にも耐えうる企業づくりに努めてきました。この二日間の議論を通して、私たちが二年前の第二十五回定時総会で提起した「二十一世紀型中小企業づくり」、すなわち第一に、自社の社会的使命を自覚し、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準で応えられる企業、第二に、社員の創意や自主性が十分に発揮され、労使が共に育ちあい、活力に満ちた豊かな人間集団を築く企業こそが、未来に向けて発展を続けうる企業であることを改めて確認することができました。

今年は、戦後五十年に当たります。五十年前、私たちの諸先輩は敗戦の廃墟の中からたくましく立ち上がり、「日本経済の真の担い手は中小企業である」との自覚と使命感を堅持して、今日の日本経済を築き上げてきました。同時に、「中小企業は平和な社会でのみ繁栄を続けることができる」との理念に立脚し、戦後の中小企業運動を推進し、同友会運動を創造してきました。この理念の基本に置かれたのが日本国憲法であり、平和を基調として、経済建設に専心できたことが、今日の日本の繁栄に結びついたことはいままでもありません。

しかし、今日に至っても核兵器の保有・生産・実験は続けられ、世界中で戦火の絶えた日はありません。第二次世界大戦下、唯一の被爆国となり、国際的にも誇りうる平和憲法を持つ日本こそ、核兵器の廃絶と世界平和の実現のため、積極的な役割を果たすべきです。また、日本はアジア諸国との関係においても、歴史的事実を正確にとらえ、その責任を明確にして新しい平和と互惠、共存の友好関係を築くための誠実な努力が求められています。

人類は約二世紀にわたり、開発と工業化を推し進めてきた結果、広範囲にわたる地球環境の破壊をもたらし、人類と地球の将来をどう守るかという深刻な課題に直面することになりました。この課題に取り組むことは、今や現代に生きるすべての人々、すべての企業に課せられた重大な責務です。本総会では、琵琶湖の水質保全と企業活動のあり方が論議されました。私たちは、本総会を契機に、環境保全型社会の実現に向けて、一步一步確実に歩む決意を新たにします。

私たちは、「二十一世紀型中小企業づくり」のベースに、平和社会建設の使命と地球環境保全の理念をすえることを確認いたします。それは、この二つの課題が現在から未来にかけて人間社会の健全な発展に必要な不可欠の条件であるからです。

当面する情勢は、いささかの予断も許さない厳しいものではありますが、私たちは、「二十一世紀型中小企業づくり」への挑戦こそ人類史的使命を果たすことに、ゆるぎない確信を持ち、企業経営と同友会運動を一体のものとして力強く前進することを決意し、宣言とします。

一九九五年七月七日

中小企業家同友会全国協議会 第二十七回定時総会 in 滋賀

地球環境宣言

地域を担う中小企業家からのメッセージ

環境の世紀である二十一世紀の初頭、私たちは「担おう環境の世紀・小さな企業の大きな役割」をテーマに、「2001 中小企業地球環境問題交流会」を滋賀県で開催しました。古来より満々と水をたたえ、多くの命を育んできた琵琶湖を懐に抱くこの地は、一九八四年に第一回世界湖沼会議が開かれた地でもあり、今年再び、第九回世界湖沼会議がこの地で開かれ、地球環境問題の解決をめざし、世界の国々からさまざまな人々が集いました。

この世界湖沼会議に呼応して開催した「2001 中小企業地球環境問題交流会」では、「中小企業こそ地域における環境保全型社会の積極的な担い手である」との使命感を持ち、環境負荷の少ない企業活動や、環境保全型地域づくりに向けた行政や市民とのネットワークによる市場づくり・地域づくりの経験を交流しました。

大量生産・大量消費・大量廃棄型産業構造の負の遺産として、地球環境の破壊をこれ以上放置すれば、人類の存続、ひいては緑豊かな地球の存続そのものを脅かす、重大な問題となっています。しかし、地球を救い、持続可能な環境保全型社会へ転換していけるのも、私たち人間です。

世界の人々が、それぞれの地域から、市民、企業家、行政、研究者など総力をあげてあらゆる英知を結集し、ネットワークを組み、行動を起こしていくこと。そして、そうした環境保全型地域社会が有機的につながり、網の目のように世界中に広がったとき、地球の未来は決して暗いものではないことを、この交流会の論議を通じて確信するにいたりました。そのためにも、わたしたち中小企業家が自ら企業活動における環境への負荷をできるだけ減らし、地域社会に貢献できる企業づくりに邁進するとともに、全国四十四都道府県にあるすべての中小企業家同友会に、環境保全型地域づくりへの取り組みを恒常的に位置付けた研究会等を立ち上げるなど、一層の取り組みを強めていくことを確認しました。

わたしたち中小企業家同友会は、「真の人間尊重の経営」を通じて「人類永遠の存続と繁栄を保障」する社会づくりをめざしています。デフレ経済下で長引く不況、さらに戦争への不安が世界経済の沈滞に拍車をかけていますが、「地域と共に歩む中小企業こそ二十一世紀の地域経済再生を担う主役である」との気概を持ち、持続可能な社会への転換で地域経済の再生を図っていくネットワークの要となり、環境保全型地域づくりへ全力を尽くすことを、ここに宣言します。

2001年11月15日

2001年中小企業地球環境問題交流会 in 滋賀

第1回人を生かす経営全国交流会アピール

私たちは、「人が育つ企業と地域をつくる～「労使見解」の精神を柱にした企業の総合的実践をすすめよう」のテーマのもと、11月20日～21日の両日にわたり、「人を生かす経営全国交流会」を、近江商人発祥の地・滋賀で開きました。折しも、景気が一気に後退局面を迎え、世界的な信用収縮や円高等、内外情勢が激しく揺れ動き、経営環境がますます厳しくなる中で本交流会は開催されました。

本交流会は、「中小企業における労使関係の見解」（1975年発表、以下労使見解）の精神の普及と労働環境改善、経営指針成文化運動を担当する経営労働委員会、社員をパートナーに共に育つ企業づくりを進める社員教育委員会、地域に人を残し、新卒採用ができる企業を増やしていく共同求人委員会の三委員会が担当し、同友会がめざす企業のありようを真剣に論議し、謙虚に学びあいました。

私たちは厳しい状況の中でこそ、労働環境を整備し、経営者は経営姿勢を確立し、明確な経営指針のもとに労使の信頼関係を築くことが何よりも大事であると説いた「労使見解」の精神を再確認することができました。

競争至上主義の経済社会が破たんしはじめ、経済活動は国民の暮らしのためにこそあるべきとの認識が高まってきました。その中で私たちは、中小企業こそが、国民の暮らしを支え、地域に活力をもたらし、日本の未来の担い手であるとの自覚をいっそう高める必要があります。これは、同友会が提唱してきた「21世紀型中小企業づくり」が、さらに強く求められる時代となってきたということでもあります。

そのためには同友会で学び、経営指針を作り、社員と共に育ちあい、若者に雇用の場を与えながら新たな事業を切り開いていく、全社一丸の経営の実践が何よりも大切であるとの確信を深めることができました。

私たちはいつも地域の発展と平和で民主的な、人間尊重の社会を願っています。そのために経営者が学び続け、自己変革を図り、企業を改革していく努力を惜しんではならないと考えます。

安定した持続可能な社会へ向けて、国民の70%以上の雇用を担う中小企業が元気になること、そのために小さな仕事づくりを始めやすくする仕組みを、地域（行政、研究機関、金融機関など）とともに考え、行動していくことが求められています。

これらの時代の要請にこたえるため、私たちは1993年に提起された「21世紀型中小企業づくり」の実践の上に立ち、本交流会で提起された「人を生かす経営」の課題を次の3点にまとめ、この3点の総合的実践の必要性を確認しました。

第1に、社員とともに自社の存在意義を問い直し、明確な経営指針を持ち、指針にそって実践し、新たな仕事づくりに挑戦していくこと。

第2に、労使が共に育ちあい、信頼関係を確立し、社員一人ひとりが誇りと喜びを持って、自主的・主体的に働くことで自らを成長させ、社会的使命感を持って働くことを通じて、地域貢献できる社風を確立すること。

第3に、若者が将来に希望が持てる雇用を提供し、行政・教育機関と連携し、企業間ネットワークを強化し、持続可能な社会づくりの輪を広げていくこと。

今こそ、この厳しい経営環境に経営者が社員とともに立ち向かい、正規雇用を維持し、新たな仕事づくりをしていくため、「人を生かす経営」を同友会活動の全ての柱に据えて学び実践していくとともに、本交流会のアピールを全中小企業経営者、地域づくりや人育てにかかわるすべての機関に発信し、共に「人を生かす」時代をつくっていくことを呼びかけます。

2008年11月21日

中小企業家同友会全国協議会 人を生かす経営全国交流会 in 滋賀

中小企業家同友会全国協議会 第 20 回障害者問題全国交流会 IN 滋賀 宣 言

人を生かす経営の実践で幸せの見える共生社会の実現を！

私たちは 10 月 17～18 日の二日間、「人が輝くから企業が輝く、地域が輝く！」をメインテーマに、第 20 回障害者問題全国交流会を滋賀の地で開催しました。

「この子らを世の光に」という「障害児者福祉の父」と呼ばれた故糸賀一雄氏が遺した思想や、誰もが埋もれることがない社会の創造を目指した糸賀氏の足跡に学びました。1 日目の 6 つの分科会の学びを持ち寄り、全体会で「真の共生社会の実現を目指して」をテーマに討議を深め、国民や地域とともに歩む中小企業として、「人を生かす経営」の実践が「幸せの見える共生社会」の実現につながるとの共通認識を得ました。

共生社会とは、誰かにとってよい社会ではなく、すべての人にとってよい社会です。その実現のためには社会的に不利な状況にある人たちの諸問題を捉え、状況を理解し、障害や障壁を取り除く絶え間ない努力をすることが必要です。そして、誰もが個々の「幸せ」に向けチャレンジし、その幸せを共有できる環境を創造することは、経済を牽引する力であり社会の主役である中小企業の大きな使命とも言えます。

中小企業家同友会全国協議会は、本年設立 50 周年を迎えました。障害者問題委員会は、国際連合が 1981 年に国際障害者年を位置づけるのに先立ち、各同友会では障害者を取り巻く諸問題の解決に取り組み、1982 年に中同協で障害者問題委員会を設立し、当初から共生社会の実現をめざしてきました。

障害者問題全国交流会は 1983 年に第 1 回を滋賀で開催し、優れた経験を交流し教訓を積み重ね、第 20 回の節目に再びこの滋賀の地に集いました。この会場は 2002 年に「21 世紀におけるアジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会の促進」という目標を推進する「びわこミレニアム・フレームワーク」という第二次「アジア太平洋障害者の十年」推進のための政策文書が採択された会場であり、ここに集うということは歴史的にも意味があると言えます。

また、2015 年に国連では「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として「持続可能な開発目標 (SDG s)」を採択しました。SDG s は「誰一人取り残さない (no one will be left behind)」ことを基本理念としています。世界の潮流からも運動のより一層の推進が求められています。

中同協では「同友会運動の将来展望 (10 年ビジョン)」を発表しました。「同友会理念を会内外に広め、すべての人々がその持てる能力を発揮できる社会環境をつくるため、諸課題の解決に向けて世界的な視野と視座で考え、地域に立脚して取り組むことをここに表明する」とあります。

このように私たちの運動は、「人を生かす経営」の根幹をなし同友会運動の真髄であるとの誇りのもと、人を生かす経営を実践し、地域に広げるとともに、世界にも発信していく必要があります。私たち中小企業家は、「幸せの見える共生社会」の実現を見据え、絶え間ない実践を続けることを誓い、本交流会の宣言とします。

2019 年 10 月 18 日
第 20 回障害者問題全国交流会 IN 滋賀

中小企業家同友会の理念

同友会運動の歴史の中で培われてきた同友会理念は、同友会のみならず人間集団が大きな目的を実現していくための判断基準ともなる普遍性を備えていると考えられます。私たちは、同友会理念を企業実践に応用し生かすことで、本質的な中小企業発展のモデルを提供できる可能性があります。

1、三つの目的

①同友会はひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強じんな経営体質をつくることをめざします。（よい会社をつくろう）

◇経営理念が明確であり、顧客や取引先からの信頼も厚く、社員が生きがいをもって働き、どのような環境変化に直面しても利益を出し続ける企業体質をつくることです。

②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（よい経営者になろう）

◇同友会で自己革新していくことにより、謙虚に学ぶ姿勢を身につけ、学んだことを自社でどう実践していくかが分かるようになることです。

③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（よい経営環境をつくろう）

◇経営環境を変え創造する環境創造型企業づくりの課題です。また、経営環境の大きな流れを読み、ネガティブな情報をいち早く察知し、内外の経営環境に働きかけてマイナスの要素をプラスに転化する「時代を味方につける」姿勢が、これからの時代に求められています。

2、自主・民主・連帯の精神

同友会には、会の運営に当たって常に大切にしている組織理念があります。それは、何ごとも「自主・民主・連帯」の精神ですすめていこうというものです。

◇「自主」とは、自立型企业をめざすことです。価格決定や技術力などで主導権を発揮でき、そのための独自性、先進性を持つ企業のことです。企業内では、社員の自主性、自発性を尊重し、自由な発言を保障して、個人の人間的で豊かな能力を「引き出す経営」が求められます。

会内では、会の主人公は会員自身であり、誰かに強制されるのではなく、一人ひとりが自立し、自主的な参加を通じてこそ本当の自己成長がはかれるということです。

◇「民主」とは、経営指針にもとづく全員参加型経営や自由闊達な意思疎通のできる社風をめざすことです。そのためには、民主的なルールを尊重し平等な人間観のもとで、創造力を発揮する民主的な社内環境を整備する必要があります。

会内では、経営規模や年齢、新旧で区別されないこと。一人ひとりの会員は対等平等で、ボスをつくらず、お互いの違いを認め尊重しながら学び合うということです。

◇「連帯」とは、企業間や産学官のネットワークに参加、組織、運営する連携能力をもつ企業づくりの課題です。また、企業内での連帯とは、労使が共に学びあい、育ちあい、高次元での団結、あてにしがてにされる関係を創り出す「労使見解」の精神の発揮です。

会内では、会員相互が腹を割って知りあい、学びあい、励まし合い、高めあう経営者の「道場」であることです。そして、実践にあつては、地域と共に育ちあおうという考え方です。

3、国民や地域と共に歩む中小企業～私たちがめざす中小企業

◇「国民や地域と共に歩む中小企業」とは、企業活動が反社会的、反国民的であってはならないことはもちろん、人々の暮らしの向上、地域経済の繁栄に貢献し、社会的使命を果たすことが基本です。中小企業の立場からの「企業の社会的責任」(CSR) 論と言えます。

第一次オイルショックの際に、同友会は「悪徳商人にはならない」「売り惜しみ、便乗値上げなどはない」と宣言し行動しましたが、このような倫理性は中小企業の繁栄と国民生活の発展が表裏一体であるという認識に根ざしたものでした。ここに中小企業憲章の一つの淵源があります。中小企業経営の向上・繁栄が国民生活と一体となって安定・発展する全国民的な課題として体系化された運動が、中小企業憲章制定運動なのです。

【参考資料】

赤石 義博 元中同協会長「同友会理念「自主・民主・連帯」の深い意味と日常的実践の課題」

	自 主	民 主	連 帯
第一層 (会内でのあり方)	入会も退会も個人の意志 決定による	ボスを作らない、全ての 会員が主体者	個人個人が尊重される団 結
第二層 (社会との関係)	自主性を損なうような特 定の関係を排除	民主的ルール尊重精神の 一般化	中小企業の地位向上に他 団体とも協力
第三層 (本来的深い意味)	個人の尊厳性の尊重 人間はそれぞれ「かけが えのない人生」をもって おり、それだけでも個人 として尊重されねばなら ない。 「個人の可能性」 全ての個人は、同時に何 らかの才能の可能性をも っている。その可能性を 見つけだし、どれだけ伸 ばしきるかも、人間らし く生きる充実度の一つで ある。これを「題名のな い伸縮自在の袋」と名付 けている。	生命の尊厳性の尊重 にその根源がある。人間 の命の重さに軽重はな い。全ての人間の命の重 さは同じである。 そこから。 「平等な人間観」 が生まれ、更にそこから 一人一票という民主主義 の原則が生まれてきた。	人間の社会性の尊重 人間はある時から群れ (むれ)をつくることに より、生きることをより 確かにしてきた。そうし た何万年・何十万年の体 験から協力し合う事の重 要さと基本的な行動様式 として、社会性を身につ けた。 「人間的信頼関係に立つ 当てにし当てにされる関 係」づくり
第四層 (第三層の深い意味 を具体的に実践す る事の普遍的意味)	人間らしく生きる	生きる	くらしを守る

①第一層と第二層の意味については、中同協発行のパンフレット「同友会運動の発展のために」に詳しく述べられておりますから、そちらを参照して下さい。

②「21世紀型企业づくり」の根幹となる「人づくり」に当たっては、「自主・民主・連帯」の持つ深い意味をしっかりと自分のものにしていけることが大切だと思います。上の表の第三層・第四層の意味でも確認できるように、「自主・民主・連帯」とは人類が誕生して以来一貫して求め続けてきた切実で現実的な課題であります。

同時に人類にとって究極の課題でもあります。これは誰も否定できない普遍性を持っており、従って「同友会理念」に立った真に「同友会的な人育てのありかた」には、誰もが納得できる説得力があるのです。しかも、人間が行動を起こす時には必ず動機がありますが、その最も大きな動機となるのは「自主・民主・連帯」の第三層の存在に気づいて挑戦し始めたり、心を揺さぶられ意義を感じたときと言えます。

例えば「自主」の第三層（私は「題名のない伸縮自在の袋」と名付けています）の存在に共に学ぶ中で気づかせ、自らの袋に題名をつけ、より大きくすることに自分の人生の意義を感じて挑戦を始めたり、「連帯」の第三層である「人間の社会性の尊重」具体的には自分の働きや気遣いが「他人（ひと）様に喜ばれ、感謝される」ことに、自分自身の喜びや誇りを感じる事が出来れば、やがて人間（社員）は自立的・能動的に動き出し、アメやむちと無縁の「情理の効率」を発揮することになるでしょう。

従って、社員が育ちその事によってすばらしい企業に成長している同友会会員の日常には、必ず同友会理念が具体化され生かされています。どんなことが同友会的であるのかを確認し、それを基本に自社で自分ができることは何かを考え、実践につなぐことが学びの大切なポイントと言えます。

* 詳しくは、赤石義博著『「非情理の効率」を上回る「情理の効率」を』（1999年鉦脈社刊）第二部第三章、並びに同じく同『「経営理念」人と大地が輝く世紀に』（2001年鉦脈社刊）一章及び四章をご参照願えれば幸いです。

Youtubeで故・赤石義博さんのご講演動画を公開しています



中小企業憲章

閣議決定 平成 22 年 6 月 18 日

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これ乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場で

ある。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増

幅する。

二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める

- ・政府一体となって取り組むこととする。

3．行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一．中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二．人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三．起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四．海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支

援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五．公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六．中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七．地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八．中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開へ

の支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

（結び）

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

滋賀県中小企業家同友会規約

(名 称)

第1条 本会は滋賀県中小企業家同友会といいます。

(性 格)

第2条 本会は中小企業家の利益擁護と社会的地位向上のため、自主・民主・連帯の精神をもって、国民や地域と共にあゆむ中小企業づくりをめざす、中小企業家の団体です。

(地 域)

第3条 本会の地域は、滋賀県下一円とします。

(事務所)

第4条 本会の事務所は滋賀県内に置きます。

(目 的)

第5条 本会は次の目的の実現をめざして運動をすすめます。

(1) 本会はひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。

(2) 本会は中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身に付けることをめざします。

(3) 本会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

(事 業)

第6条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

(1) 会員企業の経営体質の強化に役立つ経験の交流、経営研究を行うと共に、会員の多種多様な要望にこたえる活動。

(2) 労使が共に学び、育ち合う立場からの各種研修会の開催をはじめ、人材の確保と定着化、労使の信頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決し、真の人間尊重の経営をすすめるための活動。

(3) 会員相互の信頼と親睦を深め、自主・民主・連帯の精神をもとに異業種間の交流とネットワークづくりを推進する活動。

(4) 国および地方自治体に対し、中小企業家の要望にかなった産業政策が確立されるよう働きかける活動。

(5) 必要な情報を会員に知らせるため、会の機関紙・誌を発行。その他、必要と思われる調査・研究活動。

(6) 中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に加盟し、その発展強化を図るとともに、他団体との協調、交流をすすめる活動。

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(資 格)

第7条 本会は、本会の趣旨に賛同する中小企業家およびそれに準ずる人々を会員とします。

2 前項以外の人で、本会の趣旨に賛同する人を、理事会の承認を得て賛助会員とすることができます。

(加 入)

第8条 本会に入会しようとする人は、会員1名以上の推薦を得て申し込み、理事会の承認を得るものとします。

(退会及び除籍)

第9条 (1) 本会を退会しようとする人は、理事会に届け出ることとします。また、会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、理事会の決定により退会していただくこともあります。退会の場合、入会金・前納会費等は返戻いたしません。

(2) 半年間にわたり本会会費を滞納した人は、理事会の承認の下に除籍することができます。

(入会費用及び会費)

第10条 会員は定められた入会金及び会費を負担し、口座自動振替による前納を原則とします。

(機 関)

第11条 本会には、次の機関を置きます。

- ①総 会＝最高の決議機関で、定時総会は年一回開催し、代表理事が招集します。会員の2分の1以上（委任状出席を含め）の出席によって成立します。
- ②理事会＝総会に次ぐ決議機関であって会の事業を執行し、原則として1カ月に1回代表理事が招集します。尚、理事の3分の1以上が必要と認めた時は速やかに開催します。理事の2分の1以上（委任状出席を含め）の出席によって成立します。
- ③総務会＝代表理事・副代表理事・専務理事・事務局長・理事若干名で構成します。同友会理念に基づいた会活動を推進するために、協議し率先して実践します。

（役 員）

第12条 本会には次の役員を置きます。

- （1）理 事 若干名とし、総会で選出します。
- （2）代表理事 会務の全般を統括し、内外に会を代表します。
代表理事の人数は、必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。
- （3）副代表理事 代表理事を補佐し、代表理事に事故があった時は、その職務を代行します。
人数は必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。
- （4）専務理事 必要に応じて専務理事をおくことができます。
専務理事は、日常の会務を統括します。
理事会において互選します。
- （5）会計監査 総会において2名選出します。
- （6）名誉役員 理事経験者、その他永年にわたり会の発展に貢献した人を相談役・顧問等の名称による名誉役員にすることができます。名誉役員は理事会の推薦で、総会で承認されます。

尚、本会役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

（支 部）

第13条 本会は会員の増加に伴い、円滑な活動をすすめるため必要と判断される場合は、理事会の決定によって支部を設けます。支部の運営は支部役員を互選してこれにあたります。

（専門委員会）

第14条 本会は、必要に応じて専門委員会を設けることができます。理事会の諮問によりその目的を遂行するために運営します。
専門委員会の設置は理事会が決定します。

（事務局）

第15条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設け、事務局員若干名を置きます。必要に応じ事務局長をおくことができます。この任免は理事会が行います。

（会計年度）

第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとします。

（財 政）

第17条 本会の財政は、入会金、会費、特別会費、事業会費、寄付金その他の収入でまかないます。

（規約の改廃）

第18条 この規約の改廃は総会で行います。

（実施の年月日）

第19条 この規約は1979年1月17日より実施します。

付則 入会金は、20,000円、年会費84,000円とします。会費には中小企業家同友会全国協議会分担金、および「中小企業家しんぶん」紙代が含まれます。

この規約は、1982年5月22日一部改正して即日実施します。

この規約は、1993年5月19日一部改正して即日実施します。

この規約は、1998年5月19日一部改正して即日実施します。

この規約は、1999年5月25日一部改正して即日実施します。

この規約は、2001年5月29日一部改正して即日実施します。

この規約は、2005年5月23日一部改正して即日実施します。

この規約は、2020年5月27日一部改正し、2021年4月1日より実施します。

この規約は、2023年4月25日一部改正して即日実施します。

支部運営に関する諸規定

第1条 支部の位置づけ

この規定は滋賀県中小企業家同友会 規約（以下規約とする）第13条に基づいて支部を運営するための基準を定めたものです。

支部は同友会運動の基礎組織であり、支部会員が学べる場として例会を開催し、学びあいの中で経営者としての自己変革、企業変革をすすめる場を提供します。

地域、行政区単位の設立を原則とし、地域の特性をいかした組織づくりや活動を保障し、地域に同友会理念を広げます。支部の設立は理事会承認のもと設置されます。

第2条 規定の効力

この規定に定めていない事項は規約に準拠するものとし、県定時総会または理事会の決定に従って、その地域の実状に適応するかたちで具体化し、運営するものとします。

第3条 支部には次の機関を置きます。

(1) 支部総会

支部の最高決議機関で、定時総会は年1回開催し、支部長が招集します。臨時総会は、支部運営委員会が必要と認めたとき及び理事会が必要と判断したときに開催します。総会は構成員の2分の1以上（委任状含む）の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決します。

(2) 支部運営委員会

支部総会に次ぐ決議機関で、原則として1ヶ月に1回開催し、支部長が召集します。

第4条 支部には次の役員を置き、必要に応じてその他役員を配置します。

- ・ 支部長
- ・ 副支部長（若干名）
- ・ 運営委員（若干名）
- ・ 支部の実状に応じて、会計・会計監査等の役員を置くことができます。
- ・ 支部役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

第5条 財政

支部運営費は、会費の中から理事会で承認を得た支部運営費で原則運営します。但し必要とみとめられた場合は参加者などから費用を徴収し運営します。予算及び決算は支部総会の承認を得るものとします。

会計内規

※運営費の取り扱いは支部役員会で十分議論の上、支部の活動、支部や地域の発展強化につながる行事に支出します。

※運営費は、お茶・お茶菓子代以外に飲食に関する支出を禁じます。

但し、報告者・講師・事務局関係費の場合は除きます。

※運営費の執行は予算内で実績主義とします。

第6条 付則 (1)この規定は2011年4月1日より発効します。

(2)この規定の改廃は理事会若しくは総務会が行います。

支部・委員会企画稟議評価基準

目的) 2011年度より開始された、新会計運営方法により今後各支部から、支部や委員会例会企画などに対する県財政よりの拠出が求められる。その認定基準を下記のように定める

稟議書) 稟議書の書式は添付のものとする。

スケジュール) 稟議は各月の総務会にて審議され、可決の場合は翌月の理事会にて最終的に判断される。また否決の場合、否認された内容について、支部で見直し再度上程する事は排除されない。総務会、理事会の採決を経ないまま、費用の発生する内容で手配してもそれについて理事会は関知しない。つまり事後承諾は出来ない。

認定基準) この制度の目的は、同友会活動の活性化、会員増強に資すると判断される、支部や委員会の行事に関して、本部会計を拠出するための判断基準を明確にする。

- 支部会員、ゲストを含めて最低100名から該当地域企業の10%以上を集めることを目標とする企画であること。(報告者、動員体制、開催場所、準備態勢など) 特に、動員体制については運営委員や関連の会員の合意、通常より幅の広いPR活動(マスメディアへのリリースや、地域内へのポスターの掲示、参加の働きかけ体制など)が求められる。

(参考・各支部の対応する地域の総企業数の10%・2015年現在)

大津 292社 高島B 69社 湖南 315社 東近江 259社 北近江 290社

- また、前項の内容で複数支部が共同で開催することも可とする。
- 各委員会の企画としては、100名以上を集めることを目標とする企画であること。
- 企画内容が、同友会理念に沿っている事は言うまでも無い。また、その企画が単に話を聞くだけではなく、「学んで実践」と言う同友会の学びの原則に従って、会員増強や、新しい研究グループの発足につながるものであることが望ましい。
- 他団体との共同開催は排除しないが、あくまで同友会が主催者であること。また共催の場合は、費用負担はそれにふさわしい範囲のものとする。
- 年度期間内に拠出できる総額は、支部に対しては支部会員数×1,000円の範囲内、委員会に対しては10万円の範囲内を原則とする。ただし、周年行事や新支部設立などの特別な企画に関しては、総務会、理事会の採決によって執行額および拠出基準を別途に適用することとする。

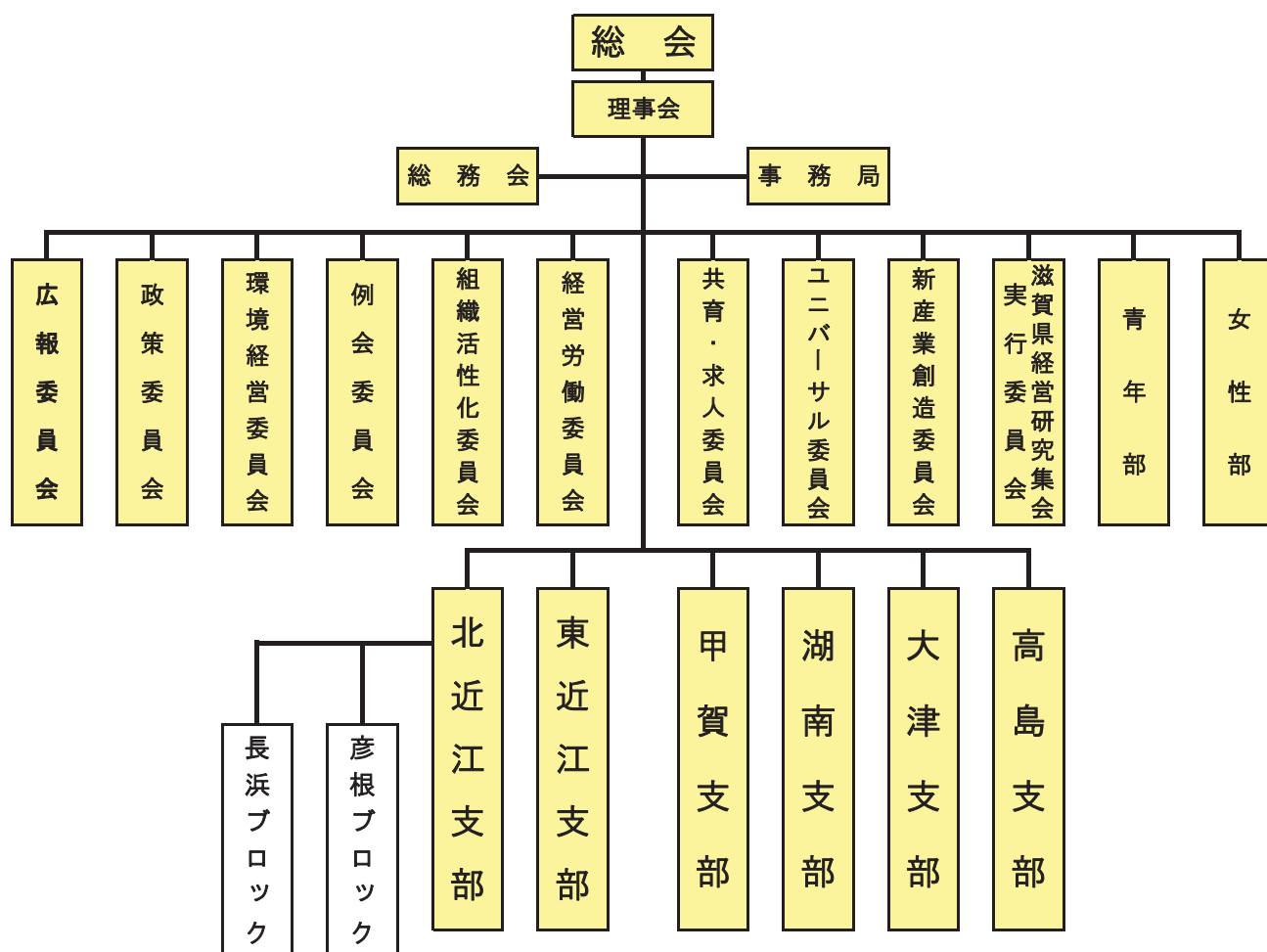
2011.06.01 第2回理事会にて承認

2015.02.05 第11回理事会にて承認

中小企業家同友会の理念

○「3つの目的」

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。





滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 滋賀県草津市野路 8 丁目 13-1 KE クサツビル 1F

TEL:077-561-5333 FAX:077-561-5334

E-Mail:jimu@shiga.doyu.jp

HP:https://shiga.doyu.jp/



滋賀県中小企業家同友会
ホームページ



滋賀県中小企業家同友会
YouTubeチャンネル

中小企業家同友会全国協議会（中同協）

HP:https://www.doyu.jp



中小企業家同友会全国協議会
ホームページ